

## 令和3年度第3回知多市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 令和3年12月27日
- 2 招集の場所 知多市役所3階 協議会室
- 3 開会日時 令和4年2月4日 午後1時35分
- 4 出席委員 (11名)

浅井 宏	宮脇 康悦
近藤 雅範	吉川 克美
山本 万寿男	大澤 九子
竹内 九二雄	竹内 敏信
渡辺 正敏	松山 誠
松岡 祐治	
- 5 欠席委員 森田 悟 尾之内 博規  
森本 眞金
- 6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	森下 剛
保険医療課長	竹内 芳美
保険医療課統括主任	塚本 華織
健康推進課統括主任	江端 亜紀子
税務課書記	田中 ひかる
- 7 会議に付した事件
  - (1) 諮問事項  
知多市国民健康保険税の課税限度額の改定について
  - (2) 答申
  - (3) 報告事項
    - ア 第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について
    - イ 令和4年度国民健康保険事業の概要について
  - (4) その他

(2月4日 午後1時35分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議会を開催するに当たり、コロナの感染予防対策として、人と人との適切な距離を確保するために、協議会室という大きな部屋に変更させていただきました。これまでと同様、マスクの着用をお願いするとともに、会議の途中で換気をさせていただきますことをご了解いただきますようお願いいたします。なお、本日はお手元にマイクがございますので、発言の際にはマイクの使用をお願いします。マイクのご使用方法ですが、発言する前に、右下の四角のボタンを押してから発言してください。押すとマイク部分に赤いランプがつかます。発言が終わりましたら、ボタンを押して、赤いランプを消してください。ご不便をおかけしますが、感染防止のご協力をお願いいたします。

私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の竹内です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました資料は、本日の会議次第、諮問書、委員からの質疑書、第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について、そして後ほど使用しますスライドの資料でございます。

ここで、皆様にご報告させていただきます。国民健康保険医及び薬剤師代表の森田委員、及び公益代表の森本委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたのでただ今から令和3年度第3回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

では、はじめに会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。日頃は、知多市国民健康保険運営協議会に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が猛威を振るっており、連日多くの新規感染者が発生しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、医療費の動向は見通しが難しいものの、高齢化や医療の高度化などによって更なる増加が見込まれ、国保財政は非常に厳しい状況となっています。

8月の第2回協議会で、令和4年度税率改定の答申を行い、国保の健全運営に努めて

いただくよう要望したところですが、今後も引き続き被保険者の皆様にご理解を求めていくことが必要になると思われまます。

本日は、令和4年度税制大綱に基づきまして、1月11日に市長から諮問がありました、知多市国民健康保険税の課税限度額の改定についてを、議題とするものでございます。皆様方の貴重なご意見を賜り、十分な審議のうえで諮問案件に答えていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただいまの出席委員は、11名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、知多市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定による、議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。吉川克美委員、山本万寿男委員の2名を指名します。よろしくお願い致します。

続きまして、本日の議題の審議方法について、皆様をお願いいたします。議題につきましては、事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いいたします。また、発言をされる場合は、お名前を述べてからお願いいたします。

なお、事前をお願いしてありました質問は、諮問案件に対する質問が3件、報告案件に対する質問が2件あります。事務局の説明の後、質問の要旨をお話ししていただき、それに対して事務局から答えさせていただきます。

それでは、議題の審議に移ります。知多市国民健康保険運営協議会規則第2条第2号の規定に基づいて、当運営協議会に対し1月11日付けで、市長から諮問がありました

知多市国民健康保険税の課税限度額の改定についてを議題とし、審議に入ります。事務局から説明をしてください。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは、諮問事項 知多市国民健康保険税の課税限度額の改定についてをご説明いたします。事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと別添資料になります。諮問は、令和4年1月11日付けで知多市長から知多市国民健康保険運営協議会会長に対してなされております。1枚めくっていただきまして、諮問書の別紙をお願いいたします。今回の改定では、国民健康保険税の課税限度額の改定を行います。

1 改定の経緯としましては、令和4年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることになりました。前のスクリーンをご覧ください。

（スライドを表示しながら説明）

令和4年度の税制改正大綱の、該当部分を抜粋したものになります。字が小さいため、見えやすいように拡大表示しながら説明させていただきます。これは、令和3年12月24日に閣議決定されたものになります。赤枠で囲ってある所が、国民健康保険税のもので、今回の改定部分になります。令和4年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっています。

諮問書の別紙1 改定の経緯に戻ってください。上から3行目です。本市は法令改正から1年遅れで改定してきましたが、当年度に改定するため、今回の諮問となったものです。

2 改定の理由について、次のスライドをご覧ください。本市の税率等推移になります。表の右側に市の条例で定めた額と法定限度額を記載しています。医療分を示しながら説明させていただきます。令和3年度は法改正が無く、課税限度額の引き上げが据え置かれています。このため、令和3年度の本市の改正は、令和2年度の税制大綱に基づき1年遅れで改正したものです。本市のように1年遅れで改正していた市もありましたが、令和3年度には県内市町村では1村以外は法定限度額となり、ほぼ県内で統一されています。当年度に改定を行う理由ですが、令和4年度の税制大綱への対応は、当年度引き上げの市町村が多く、本市においても将来的な県統一保険税を見据え、法改正に合わせることにしたためです。令和2年11月の本運営協議会において委員の方から、当年度改定の検討を求める意見をいただいております。また、課税限度額を引き上げる本来の目的であります、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和を図ることです。

お手元の資料をご覧ください。3 改定の内容です。国民健康保険税は、基礎課税額分、

後期高齢者支援金等課税額分、及び介護納付金課税額分の3つで構成されています。まず、表の区分の上から2つ目、後期高齢者支援金等課税額分ですが、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療を支援するための課税です。その下の介護納付金課税額分は、40歳以上65歳未満の介護2号被保険者の介護保険料としての課税です。一番上の基礎課税額分は、これら2つを除いた医療費を始めとするすべての費用のための課税となります。それぞれにつきまして税率等に基づき税額を算出しますが、その上限が課税限度額で所得の高い方の場合、計算では課税限度額を超える額となっても課税額は限度額で止まり、それ以上は課税されません。今回の改定では、基礎課税額分について2万円、後期高齢者支援金等課税額分について1万円引き上げるもので、改定後の課税限度額は、基礎課税額分が65万円、後期高齢者支援金等課税額分が20万円、介護納付金課税額分が17万円、合計で102万円となります。

次のスライドをご覧ください。課税限度額のイメージになります。例として医療分にあたる基礎分になります。限度額が63万円から65万円に上がることにより、網掛けした部分が調定の増額分になります。

諮問書の別紙に戻っていただきまして、4 課税限度額引き上げによる影響です。令和3年度の直近の課税データにより試算をしております。上段の限度額超過世帯数は、課税限度額を超える世帯の数です。基礎課税額分については、改定前の94世帯に対して改定後は91世帯となり3世帯減少、後期高齢者支援金等課税額分については、改定前の196世帯に対して改定後は173世帯となり23世帯減少となりました。下段の影響額は、調定の増額です。基礎課税額分は約186万円、後期高齢者支援金等課税額分は約183万円、合計で約370万円の増額となります。

5 施行期日は、令和4年4月1日を予定しています。説明は以上です。

議 長

この議題については、2名の委員から、事前に質疑書が提出されております。初めに委員から、質問の要旨を説明してください。

委 員

諮問事項についての質問です。改定の理由にある、高所得者層の限度額を増やし中間所得者層の負担緩和を図るとは、どのようなことでしょうか。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えします。課税限度額の上限を引き上げることによって、高所得者層により多く負担をいただくこととなりますが、中間所得者層の被保険者に配慮した保険税設定が可能になります。今回の本市の税率改定においては、12月議会で条例改正しており、税率を上げても既に限度額に達している高所得者世帯の方には影響が出ておりません。よって課税限度額を引きあげることにより、高所得者層に能力に応じた負担をいただくことによって、負担の公平化を図るものです。また、少しでも多く歳入を確保することにより、赤字解消へつながるものです。説明は以上になります。

議 長  
委員、よろしいですか。

委 員  
はい。わかりました。

議 長  
続きまして、委員、質問の要旨を説明してください。

委 員  
諮問事項について2つ質問があります。1つ目は、課税限度額に達する世帯の年収はいくらになりますでしょうか。また2つ目は、令和4年度税制大綱に対する近隣市の対応状況を教えてください。

議 長  
事務局に、2点の質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の1つ目の質問にお答えします。課税限度額に達する世帯の年収は、被保険者数4人の世帯、収入は世帯主の給与収入のみと想定しますと、医療分で年収が約1,235万円、後期分は約909万円になります。

次に2つ目の質問にお答えします。近隣の4市ともに、法改正に合わせ当年度改定を実施する予定です。また、県内でも当年度引き上げの市が多く、本市においても今後は保険税の県統一化を見据え、当年度改定を実施するものです。説明は以上になります。

議 長  
委員、よろしいですか。

委員

はい。ありがとうございます。

議長

その他、委員の皆様、何か質問はございませんか。

(質問等なし)

議長

他に、ご質問も無いようですので、質疑を終了します。それでは、採決を行います。知多市国民健康保険税の課税限度額の改定について、原案を了承することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員の挙手あり)

議長

ありがとうございます。全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。ここで、ただ今了承しました諮問事項 知多市国民健康保険税の課税限度額の改定についてに対する本運営協議会の答申案を作成しますので、委員の皆様は、しばらく自席でお待ちください。

(議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申案の調整)

議長

お待たせいたしました。答申案を取りまとめましたので、事務局は配付してください。

(答申案を配付)

議長

答申案が配付されましたので、事務局は朗読してください。

事務局（保険医療課長）

(答申案を朗読)

議長

ただ今、事務局に朗読させました答申案について、ご意見ご質問はありませんか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の(案)をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

進行者(保険医療課長)

なお、本日、市長は他の公務があり出席できず、代わりに副市長が答申書を受け取るようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(副市長が入場)

議 長

副市長がお見えになりましたので、答申書をお渡しします。

(議長が答申書を朗読し、副市長へ手渡す)

副市長

皆様、こんにちは。知多市副市長の立川でございます。本来であれば、市長の宮島がごあいさつを申し上げるところではございますが、他の公務が重なり出席がかないませんので、私からあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、変異株であるオミクロン株の感染が急速に拡大しております。昨日は知多市でも45人の方が感染されております。このウイルスは感染力が非常に強いと言われていたため、市民の皆さんには改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

さて、ただ今、渡辺会長から答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から慎重にご検討をいただき、誠にありがとうございました。

令和4年度の税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げが盛り込まれました。課税限度額について、本市はこれまで1年遅れで引き上げを行ってまいりましたが、本協議会のご意見もあり、県単位化を見据えつつ本市の国保財政状況を勘案したうえで、国の法改正に合わせて当年度改正とする諮問をさせていただきました。税負担の公平を図るもので、国民健康保険制度を維持するための必要な措置であると考えております。今後も引き続き、国保の健全な財政運営を目指してまいります。本日の答申に基づきまして、4月1日施行に向けて市議会への報告、承認の手続きを進めてまいります。

最後になりますが、委員の皆様の熱心なご審議に深く感謝いたしますとともに、今後とも、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

議 長

ただいまの副市長のあいさつにもありましたが、本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いいたします。なお、副市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

副市長

ありがとうございました。

(副市長退席)

議 長

次に、(3) 報告事項のア 第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（健康推進課統括主任）

議題（3）報告事項のア 第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について健康推進課の江端が報告させていただきます。

(スライドを表示しながら説明)

スライドをご覧ください。第2回の運営協議会でいただいた意見をもとに3つの事業、二次検査受診勧奨、がん検診、健康づくり普及啓発において、最終目標値を検討、変更いたしました。字が見えやすいように、事業ごとに拡大して説明させていただきます。お手元のデータヘルス計画中間評価と併せてご覧ください。

まず、資料の中ほどのページにあります、A3サイズの別紙 個別事業評価の2ページをお願いします。No. 5の二次検査受診勧奨ですが、当初は利用勧奨者の受診率を現状維持の20%以上にしておりましたが、来所できない方に対しても、早期受診につながるような取組が必要であることから目標を30%以上に変更いたしました。

次に、同じく2ページの一番下 No. 7のがん検診です。バスで実施する検診をコロナ禍において積極的に勧めることが困難であると考え、女性の肺がん検診受診率を当初は現状維持の50%以上としておりましたが、バスの中での感染対策を十分行い、感染リス

クを極力下げることにより市民の不安を軽減しながら、60%以上を目指すことにいたしました。

最後に4ページをお願いします。一番下のNo. 15の健康づくり普及啓発ですが、広報連載回数とホームページの更新回数を、それぞれ5回以上としておりましたが、幅広い内容の健康に関する情報を多くの方に届けることを目指して、8回以上に変更いたしました。

いずれの事業も最終評価の際に、目標が達成できるよう取り組んでいきたいと思えます。以上で報告を終わります。

議長

目標値を再検討した結果を反映し、中間評価の説明がありました。ご意見等はございますか。

(質問等なし)

議長

よろしいですか。コロナ渦ということで難しいと思いますが、数字を上げたということのでがんばっていただきたいと思います。それでは、(3)報告事項のA 第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価についてを終了します。

次に、報告事項のイ 令和4年度国民健康保険事業の概要についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局(保険医療課統括主任)

議題(3)報告事項のイ 令和4年度国民健康保険事業の概要について、ご説明いたします。事前に送付いたしました令和4年度国民健康保険事業概要をご覧ください。

1ページをお願いします。1 加入状況です。各表の平成30年度から令和2年度は、各年度4月から翌年3月までの平均の世帯数、被保険者数で、令和3年度及び令和4年度は見込みの数です。(1)世帯数、被保険者数の推移の一番右、令和4年度は、世帯数10,600世帯、被保険者数15,769人を見込んでいます。被保険者のうち下段の退職被保険者につきましては、制度廃止に伴う経過措置中ですが、本市におきましては令和2年3月から該当者なしとなりました。

また、世帯数、被保険者数の推移は、下のグラフのとおり被保険者数は年々、減少傾向にあり、今後社会保険の適用拡大により、更に減少が加速していくものと思われま。

2ページをお願いします。(2)介護第2号被保険者の推移です。介護2号被保険者は、

欄外に記載のとおり、被保険者のうち40歳以上65歳未満の方です。令和4年度は、4,050世帯、4,646人を見込んでいます。なお、老化が原因とされる病気により介護や支援が必要となったとき、知多北部広域連合の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

3ページをお願いします。2 保険給付状況です。各表の平成30年度から令和2年度は、実績額を記載しています。令和3年度及び令和4年度は見込みの額を記載していますが、このうち令和4年度は、欄外に記載のとおり予算予定額に基づく費用額を計上しています。(1)被保険者の1人当たり費用額ですが、区分の一番上、療養給付費は、病院や薬局などの診療等に係る1人当たりの医療費の総額、10割分の額です。その下の療養費は、接骨院などでの施術料やコルセットなどの装具代で、こちらも10割分の額です。

下のグラフをご覧ください。1つ目のグラフ、療養給付費の1人当たりの費用額は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、令和2年度にいったん減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症第3波が収束した頃に、受診される方が増えたこと等により、令和3年度の費用額が増加に転じております。2つ目のグラフ、療養費について、令和3年度は微増にとどまっておりますが、令和4年度は療養給付費とともに増加すると思われま。

4ページをお願いします。(2)被保険者の1人当たり高額療養費です。高額療養費は、医療費の支払いが高額となり、所得に応じたひと月の自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給するものです。

下のグラフのとおり、令和3年度は高額な治療を受けられた方がいらっしゃったことにより1人当たり的高額療養費が増加しました。国保連合会のデータベースで確認したところ、令和3年度は、指定難病の重度の貧血、腎不全、脳こうそく等で高額な医療費がかかっている方がいました。

一番下、(3)その他の給付額(1件当たり)ですが、出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給するもの、葬祭費は、被保険者が亡くなったときに葬祭を行った方に支給するものです。

5ページをお願いします。参考として、近隣市町の状況を掲載しています。上段は、令和3年3月31日現在の加入者状況です。一番下の加入割合は、人口に占める国保被保険者の割合です。右から3番目の知多市は、19.6%で他市町に比べ加入割合が高くなっています。下段は、令和2年度の1人当たりの療養諸費費用額です。これは、保険給付状況でご説明した療養給付費と療養費を合算したものです。全体の費用額では、知多市は7市町の中で、中間に位置しています。

6ページをお願いします。3 令和4年度予算の枠組みです。(1)歳入ですが、令和2年度は決算額で、令和3年度は当初予算額です。令和4年度も予算額ですが、現時点

では市議会での予算の議決を得ていないため、予定額と表記しています。令和4年度の主な内容をご説明します。一番上の国民健康保険税は、国民健康保険税の税率改定により1人当たり平均の税額は増加し、前年度比6.3%増の15億3,982万5千円です。なお、内訳の退職被保険者分の現年分は、転入等により該当者が現れる可能性があるため、それぞれ1千円の頭出し計上としています。

国庫支出金は1千円で、東日本大震災の被災者に係る一部負担金の減免に伴う国庫補助金の頭出し計上分です。

その下、県支出金は、前年度比5.4%の増の57億3,016万円です。このうち、県補助金は保険給付費の支払いに必要な費用が交付される普通交付金の増加と、市町村の事業の状況に応じて交付される特別交付金が、交付見込額を精査したことによる増加となったものです。

財政安定化基金交付金は、災害等のやむを得ない事情により国民健康保険税の収納不足が生じて、県から指定された国保事業費納付金が納付できない場合に、申請により県の財政安定化基金から不足額の2分の1以内の額が交付されるもので、令和4年度予算は、頭出しで1千円としています。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れるものですが、前年度比14.2%減の7億560万3千円です。内訳ですが、保険基盤安定分は、国民健康保険税の軽減措置に係る繰入で、軽減対象世帯数が減少するため、2.1%の減です。未就学児均等割保険税繰入金は令和4年度に新規に計上するもので、令和4年4月1日から未就学児に係る均等割保険税が減額されることに伴う繰入です。職員給与費等繰入金は、歳出、総務費の増に伴い9.5%増の1億1,661万円です。出産育児一時金分は、出産育児一時金の支出額の3分の2を繰り入れるもので、歳出予定額の減に伴い25%の減です。財政安定化支援事業分は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰り入れで、保険者の責めに帰すことのできない特別の事情に着目して限定的に繰入が認められているもので、本市においては、高齢者が多いことにより医療費が増える分の一定割合を、県が試算した額を基に繰り入れています。予算は過去5年の平均で計上しており、3.1%の増です。ここまでは法定繰入で、その下、その他繰入金は法定外繰入となります。その他繰入金は、これまでご説明した国保税の税率改定、特別交付金の精査等により、36.1%の減です。

その下、繰越金は、令和3年度からの繰越として1億円を計上してあります。

その他の収入は、国民健康保険税延滞金、被保険者不当利得返納金等で、4.0%増の3,751万1千円です。

以上、歳入合計は、前年度比3.4%増の81億1,310万円となります。

7ページをお願いします。(2)歳出です。こちらも令和2年度は決算額、令和3年度は当初予算額で、令和4年度は予定額と表記しています。令和4年度の主なものですが、

一番上の総務費は、1億1,806万2千円で前年度比9.4%の増となっています。増額の理由としては、令和4年度は被保険者証の一斉更新の年のため、被保険者証作成委託料140万3千円を、また高額療養費支給簡素化を行うため、そのためのシステム改修委託料462万円等を新規に計上したことによるものです。

保険給付費は、4.8%増の56億6,075万1千円です。内訳では、一般被保険者分が1人当たり費用額の増により5.0%の増。退職被保険者分は、最小限の額を計上したため38.2%の減。審査支払手数料は、審査件数が増加しているため10.2%の増。出産育児諸費は、過去の実績により25%の減となっています。

国保事業費納付金は、前年度から微増の22億3,048万6千円です。1月20日に、県が提示した納付金本算定結果に基づくものになります。県全体の保険給付費の増加等により1人当たり納付金が大幅に上昇しましたが、各市町村の意向を踏まえ、決算余剰金を全額活用することで県平均の1人当たり納付金額の増加額を抑えることができました。本市における1人当たりの納付金額は前年度に比べ6,432円の増です。

納付金のうち医療給付費分は、県全体の納付金額が増加したこと、及び本市の医療費指数の増加により1.4%の増です。後期高齢者支援金等分は75歳以上の後期高齢者の一部の方の窓口負担が、令和4年10月から1割から2割に引き上げられることで、県全体で負担減となることに伴う、1人当たり負担見込額の減少により3.5%の減です。介護納付金分は県全体の給付費額は増加傾向にあるものの、本市の介護第2号被保険者数の減少により、前年度に比べ0.4%の減となっています。

財政安定化基金拠出金は、県の財政安定化基金から交付金の交付を受けた場合に、交付を受けた年度の翌々年度に、交付金の3分の1を拠出するものです。頭出しで1千円を計上しています。

保健事業費のうち特定健康診査等事業費は、保険者に実施が義務付けられた特定健診や特定保健指導などの費用です。国保被保険者数の減に伴う、特定健康診査の対象者数の減などにより、1.9%減の8,889万3千円です。

保健衛生普及費は、印刷製本費の内容の見直し、レセプト二次点検委託料の単価の減などにより11.3%減の617万9千円です。

その他の支出は、国保税の還付金等で前年度と同額です。

予備費については、国からの予算編成に当たっての留意事項として、必要最小限の額を計上とされています。以上、歳出合計は歳入合計と同額の、81億1,310万円となります。

8ページは、令和4年度予算予定額の構成割合のグラフで、上段が歳入、下段が歳出です。9ページをお願いします。参考として、近隣市町の令和3年度予算を掲載しています。9ページが歳入で、10ページが歳出です。以上で、令和4年度国民健康保険事業

の概要説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので質疑に入ります。この議題に対して、2名の委員から、事前に質疑書が提出されております。それでは、初めに委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

データヘルス計画の目的で医療費等の抑制も推進されていますが、3ページの被保険者の療養給付費の費用額が、39万円から41万円に上昇しています。被保険者の年齢別人口は把握できていませんが、知多市における住民基本台帳による年齢別人口統計では、68歳以上の高齢者が増えているということが読み取れます。このことが原因により1人当たりの費用額が増加しているのでしょうか。又はそれ以外の原因によるものか教えて頂けないでしょうか。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えします。委員のご指摘のとおり、知多市は被保険者に占める65歳以上75歳未満の前期高齢者の割合が、令和2年度末の時点でみると、県平均の46.2%に比べ51.4%と高くなっております。また、実際に費用額全体に占める前期高齢者の割合も60%を超えていることにより、65歳以上75歳未満の前期高齢者の受診者の増加により、療養給付費の1人当たり費用額が増えていると考えています。回答は以上です。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。ありがとうございます。

議 長

続いて、委員から質問の要旨を説明してください。

委員

よろしくお願いいたします。同じく3ページになりますが、保険給付状況のところでは(1)被保険者1人当たり費用額の療養費ですが、令和4年度は4,000円を見込んでおり、令和3年度の決算見込ですと3,491円で約500円、前年度比では14.6%増加していますが、その理由は何か教えていただければと思います。

議長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えします。3ページの上の表、中段の療養費の1人当たり費用額について、令和3年度の決算見込では3,491円ですが、3年度の当初予算は4,000円を計上しています。決算見込と予算見込で前年度比を出しているため、伸び率が高くなったものです。なお、令和4年度の療養費の1人当たり費用額の見込みですが、下のグラフを見ていただきますと、上のグラフの療養給付費と比べ、下のグラフの療養費は、ここ数年費用額にあまり増減がなく、2年度から3年度にかけても新型コロナウイルス感染症の影響をあまり受けておりません。このため表の療養費の令和4年度の前年度比は14.6%となっていますが、療養費は令和4年度も令和3年度とほぼ同等の1人当たり費用額になると考えております。回答は以上です。

議長

委員、よろしいですか。

委員

それでしたら、同じように3,500円ということで予算を見込んではどうなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

令和3年度も1人当たり4,000円で見込んでおまして、足りなくもなくちょうど良いぐらいの執行率となっております。このため予算を3,500円にしてみると、足りなくなってしまう可能性があります。特に柔道整復師の施術がとても件数が多く、高い割

合を占めているため令和3年度と同じような推移をたどると思うと、実績では令和3年度は3,491円ですが令和3年度の当初と同じように令和4年度予算も4,000円で見込を出させていただきました。回答は以上です。

議 長

よろしいでしょうか。予算上のことだと、少し余裕を持ってどのようなことが起こるのかわからない、ということだと思います。それでは他の委員の皆様、何か質問はございませんか。

委 員

先ほどデータヘルス計画の中で、二次検査やがん検診の目標値を上げましたが、それが令和4年度予算の保険給付費の方に加味されているのでしょうか。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課長）

保険医療課長です。予算におきましては、過去の経緯から推測をして行っておりますが、今回コロナ禍におきまして、令和2年度は格段に医療費が下がっており、令和3年度は見込みが立たないということで、今年は元年度を基準に令和4年度予算を立てている状況でございます。ただ、データヘルス計画は今年実施し、すぐに結果が出るものではありませんので、今後その影響がどのように出るかは医療費の動向を見ていかないとはいけません。このため、予算には直接反映しておりません。回答は以上です。

委 員

ありがとうございました。

議 長

今は、コロナ渦ということで、執行部側も医療費の予算を立てるのが非常に難しいということがあるかと思えます。他に委員の皆様から何かございますか。

委 員

先ほどの説明の中で、7ページの総務費ですが、予算額を1億1,800万円ほど計上しているとのことで、説明の中で高額療養費のシステム改修が被保険者の利便性を図ると

いうことで説明されたと思いますが、具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。お願いします。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問に回答をさせていただきます。高額療養費の支給簡素化ですが、今は受診された月からだいたい3か月後に、市で皆さまの受診状況を確認できた段階で限度額を超えていらっしゃる方に、まず申請書を送付しております。申請書がご自宅に届きましたら、被保険者の方がお名前や口座等の情報を書いていただき、市へ申請をしていただきます。ただ、これでは申請をされないと支給ができない状況となっております。このため、今後は全年齢の方に高額療養費に該当する場合に、初回は同じようにお手紙と申請書を送らせていただくのですが、今後は同じ口座へ振り込んでくださいという意味確認を書面でさせていただいた方には、次回からは事前に申請書を送らず、市が把握した時点で毎月同じ口座に支給させていただくものになります。このため、被保険者の方が窓口に来るという負担が減り、また申請忘れが無くなりますので、非常に良い事業になると考えております。このため、システムにおいては帳票の出力や内容を改修するものになります。回答は以上です。

議 長

委員よろしいですか。

委 員

はい。

議 長

今までは申請が無ければ、支給ができなかったのが、今後は申請漏れが無いよう、防げるものになっていく、ということですね。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。その通りです。

議 長

他に委員の皆様から何かございますか。

委 員

6 ページの歳入、その他の収入で、延滞金という言葉のみが頭に入ってしまったのですが、前年度比 4.0%増となっている、その他収入で入ってくるのは何ですか。もう一度確認させていただいてもよいですか。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えします。その他の収入ですが、国民健康保険税延滞金もありますが、大きなものと被保険者不当利得返納金というもので、これがどういったものかと申しますと、国民健康保険に加入されている方が、その後社会保険に資格を切り替えていらっしゃるのですが、次の社会保険証が届くまでの間にお手元にある国民健康保険証で病院、薬局等を受診されることによって、例えば窓口負担が3割の方ですと、7割の請求が知多市に来てしまいます。ただ、正しくは社会保険の方に請求される7割分になるため、その分を市からご本人様に請求させていただくものになります。こちらが大きな金額を占めているものになります。回答は以上です。

議 長

委員よろしいですか。

委 員

はい。

議 長

他によろしいですか。

(質問等なし)

議 長

他にご意見等はないようでございますので、報告事項のイ 令和4年度国民健康保険

事業の概要についてを終了させていただきます。次に、(4) その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

特にございません。

議 長

委員の皆様からは何かございますか。

(質問等なし)

議 長

無いようですので、(4) その他を終了します。以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができました。大変ありがとうございました。

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

(午後2時41分 閉会)